

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 修正対照表

修正前 (27.12.22・パブコメ時点)	修正後
<p>目次 省略</p> <p>自転車は、温室効果ガスを出さない環境負荷の低い身近な移動手段であり、高齢化の進展等を背景とした健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受け、その利用ニーズが高まり、その役割は一層大きくなってきている。</p> <p>環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けての移動手段の確保などに寄与する点において、自転車は、未来を開くことができる乗り物である。</p> <p>一方で、自転車は、車両という意識が薄く、歩道等で交通ルールを守らず、歩行者にとって危険な自転車の利用が増加し、<u>自転車対歩行者に関する事故数は増加しつつある。</u></p> <p>自転車利用者だけでなく、歩行者の大切な命を守っていくためには、交通安全に関する教育を通じて、交通安全の意識の向上や事故への備えを進めるとともに、自転車が安全で快適に利用することができるように道路等の環境を整備していくことが必要である。</p> <p>自転車は常に大切な命を乗せ、大切な命と関わっていることを念頭に置きながら、自転車の身近な移動手段という魅力を引き出し、自転車の持つ価値を更に高め、新たな価値を創造し、その地位の向上を図っていくとともに、自転車に関して県が先導的な役割を担い、先進的</p>	<p>目次 省略</p> <p>自転車は、温室効果ガスを出さない環境負荷の低い身近な移動手段であり、高齢化の進展等を背景とした健康の保持増進や体力の向上といった意識の高まりを受け、その利用の必要性が高まり、その役割は一層大きくなってきている。</p> <p>環境の保全、健康寿命の延伸、観光資源の開発、高齢化社会に向けての移動手段の確保などに寄与する点において、自転車は、未来を開くことができる魅力的な乗り物である。</p> <p>一方で、自転車は、<u>身近な移動手段であるゆえに、車両という認識が薄くなりがちであり、歩道等において自転車関係法令を遵守せず、歩行者に危害を及ぼすおそれのある自転車の利用等が増加していること等から、</u>自転車利用者だけでなく、歩行者の大切な命を守っていくためには、交通安全に関する教育を通じて、交通安全の意識の向上や事故への備えを進めるとともに、自転車が安全で快適に利用することができるように道路等の環境を整備していくことが必要である。</p> <p>自転車は常に大切な命を乗せ、大切な命と関わっていることを念頭に置きながら、自転車の身近な移動手段という魅力を引き出し、自転車の持つ価値を更に高め、新たな価値を創造し、その地位の向上を図っていくとともに、自転車に関して県が先導的な役割を担い、先進的</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 修正対照表

修正前 (27.12.22・パブコメ時点)	修正後
<p>な取組を実施することにより、自転車利用者の意識や自転車に対する認識を根本的に変えていき、これらを普及させて、滋賀発の自転車、自動車、歩行者が互いに尊重することができる社会づくりを進めていくことが何より重要である。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および交通安全団体の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開し、</u>自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>な取組を実施することにより、自転車利用者の意識や自転車に対する認識を根本的に変えていき、これらを普及させて、滋賀発の自転車、<u>自動車および歩行者</u>が互いに尊重することができる社会づくりを進めていくことが何より重要である。</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進に関し、県の責務ならびに県民、事業者および交通安全団体の役割を明らかにするとともに、環境への負荷の低減等の環境の保全に資し、または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興に資すると認められる自転車の特性を最大限に活用しつつ、<u>関係者が連携を図りながら協働して自転車の安全で適正な利用の促進に関する運動を展開すること等により、</u>自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって自転車が関係する交通事故の防止を図り、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 修正対照表

修正前 (27.12.22・パブコメ時点)	修正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(6) 省略</p> <p>(7) 自転車損害賠償保険等 <u>自転車に関する交通事故</u>により生じた損害を賠償するための保険または共済</p> <p>第3条 省略</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第4条 第1項 省略</p> <p>2 県民は、自動車等（法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転する場合には、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）であることを認識し、歩行者、自転車および自動車等がそれぞれ道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第5条～第8条 省略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～(6) 省略</p> <p>(7) 自転車損害賠償保険等 <u>自転車の利用に係る事故</u>により生じた損害を賠償するための保険または共済</p> <p>第3条 省略</p> <p>(県民の役割)</p> <p>第4条 第1項 省略</p> <p>2 県民は、自動車等（法第2条第1項第9号に規定する自動車および同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を運転する場合には、自転車が車両（法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。以下同じ。）であることを認識して、歩行者、自転車および自動車等がそれぞれ道路を安全に通行することができるように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>3 省略</p> <p>第5条～第8条 省略</p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 修正対照表

修正前 (27.12.22・パブコメ時点)	修正後
<p>(学校における自転車交通安全教育)</p> <p>第 9 条 県は、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校をいう。)において児童および生徒に対する発達の段階に応じた自転車交通安全教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 10 条・第 11 条 省略</p> <p>(自転車の安全で適正な利用)</p> <p>第 12 条 <u>自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、自転車関係法令を遵守するものとする。</u></p> <p><u>2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能および知識の習得に努めるものとする。</u></p> <p><u>3 自転車利用者は、夜間における前照灯の点灯および自転車関係法令に定める反射器材の備付けを行うものとする。</u></p> <p><u>4 自転車利用者は、傘をさし、または携帯電話用装置を使用して運転しないものとする。</u></p>	<p>(学校における自転車交通安全教育)</p> <p>第 9 条 県は、学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校および特別支援学校をいう。)において児童および生徒に対する発達の段階に応じた自転車交通安全教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 10 条・第 11 条 省略</p> <p>(自転車の安全で適正な利用)</p> <p>第 12 条 <u>自転車利用者は、次に掲げるところにより自転車の安全で適正な利用をしなければならない。</u></p> <p><u>(1) 車両の運転者としての責任を自覚し、自転車関係法令を遵守すること。</u></p> <p><u>(2) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能および知識の習得に努めること。</u></p> <p><u>(3) 夜間における前照灯の点灯および自転車関係法令に定める反射器材の備付けを行うこと。</u></p> <p><u>(4) 傘をさし、または携帯電話用装置を使用して運転しないこと。</u></p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 修正対照表

修正前 (27.12.22・パブコメ時点)	修正後
<p>5 <u>前各項</u>に定めるもののほか、自転車利用者は、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全で適正な利用に努めるものとする。</p> <p>(1)～ (3) 省略</p> <p>(自転車の点検整備および防犯対策)</p> <p>第 13 条 第 1 項 省略</p> <p>2 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号。以下「自転車安全利用法」という。）第 12 条第 3 項に規定する防犯登録<u>および</u>自転車の盗難防止のための施錠を行うものとする。</p> <p>第 14 条～第 17 条 省略</p> <p>(自転車を利用した観光の推進等)</p> <p>第 18 条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進し、自転車の特性を最大限に活用した環境への負荷の低減等の環境の保全または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興を図るため、自転車を利用して琵琶湖を一周すること等により、観光旅客が琵琶湖の周囲に存する観光</p>	<p>2 <u>前項</u>に定めるもののほか、自転車利用者は、次に掲げる事項を励行すること等により自転車の安全で適正な利用に努めるものとする。</p> <p>(1)～ (3) 省略</p> <p>(自転車の点検整備および防犯対策)</p> <p>第 13 条 第 1 項 省略</p> <p>2 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号。以下「自転車安全利用法」という。）第 12 条第 3 項に規定する防犯登録<u>を行うほか、</u>自転車の盗難防止のための施錠を行うものとする。</p> <p>第 14 条～第 17 条 省略</p> <p>(自転車を利用した観光の推進等)</p> <p>第 18 条 県は、自転車の安全で適正な利用を促進し、自転車の特性を最大限に活用した環境への負荷の低減等の環境の保全または新たな旅行分野の開拓等の観光の振興を図るため、自転車を利用して琵琶湖を一周すること等により、観光旅客が琵琶湖の周囲<u>をはじめとし</u></p>

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例案 修正対照表

修正前 (27.12.22・パブコメ時点)	修正後
<p>地を一体的に来訪することができる取組を推進するものとする。</p> <p>2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者その他関係者と<u>連携を図りながら協働する</u>とともに、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようにするために必要な施設の設置その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 19 条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>第 14 条第 1 項の規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。</u></p> <p>2 省略</p>	<p><u>た県内各地に存する観光地を一体的に来訪することができる取組を推進するものとする。</u></p> <p>2 県は、本県の観光地の特性を生かし、その魅力を高めるため、市町等、観光に関する事業を営む者その他関係者と<u>協働を図る</u>とともに、レンタル自転車（観光等のために有償で貸し付けられる自転車をいう。）等を利用して観光旅客が観光地を円滑に来訪することができるようにするために必要な施設の設置<u>の促進</u>その他の環境の整備、催物の開催等による観光旅客の参加する機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>第 19 条 省略</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、<u>次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第 9 条（義務教育学校に係る部分に限る。）の規定 平成 28 年 4 月 1 日</u></p> <p>(2) <u>第 14 条第 1 項の規定 平成 28 年 10 月 1 日</u></p> <p>2 省略</p>